

ご存じですか？ 成年後見制度

法テラス島根法律事務所

弁護士 加藤 大介

法テラス島根法律事務所 弁護士 加藤大介



困ったときの
駆け込み寺

国が設立した法的トラブル解決のための「総合案内所」

誰でも、どこでもトラブル解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるようにするため、日々、業務に励んでいます。

成年後見制度とは

誰でもなく、

あなた自身が、大切な人の
くらしと財産を守る制度

です。



成年後見人



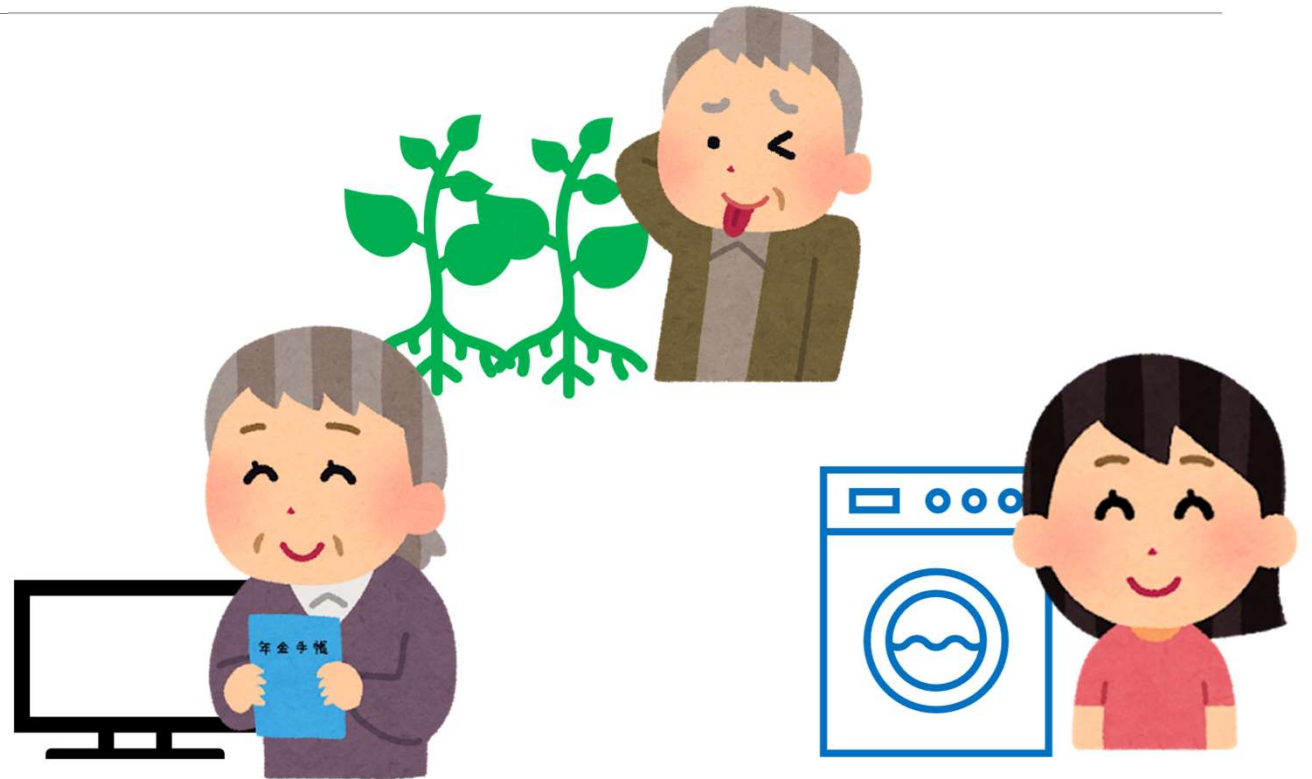
今日の講演内容

- 1 身近なお金のトラブル(ケース1～5)
- 2 トラブルは「予防」することが大切
- 3 成年後見制度とは何か
- 4 成年後見制度を利用すると何ができるようになるのか

ケース1 昔々あるところに…



おじいさんは庭で草刈りに
娘は家で洗濯をしていました。
そして、おばあさんは部屋でテレビを見ていました。



寿司5人前持ってきましたー



さっきの電話、お母さん
じゃないですか???

頼んだ覚えはな
いんだけどねえ



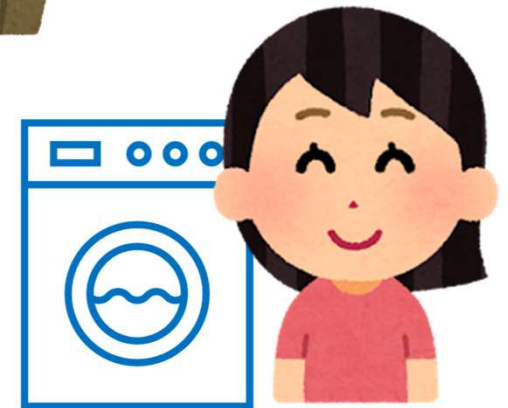
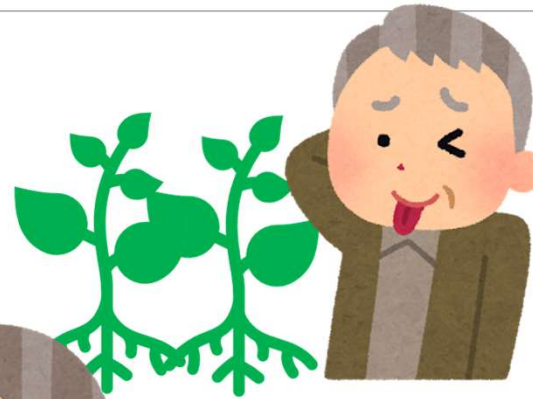
とはいえ、お代は頂かないと・・・



ケース2



おばあちゃんに
お手紙で一す



拝啓 おばあちゃん様

この度はお買い上げありがとうございます。
5日前、電話で購入された
高級ワインの代金100万円
について、お支払先は●●
となっております。



クーリングオフ

いったん契約をしてしまった場合でも、一定の場合であれば、**8日以内**まで、**無条件で契約をキャンセル**できる制度。

- * **契約の仕方と期間制限**に注意
(通販や訪問販売等)

ケース3

この度はお買い上げありがとうございます。
ございます。

1か月前、ご自宅の玄関先で
購入された布団20枚の代金
300万円について、お支払先
は●●となっております。



過量販売

セールス（電話、訪問）で生活に必要な分量の商品を買わされた場合は、

1年以内まで契約をキャンセルできる制度。

ケース4

この度はお買い上げありがとうございます。
ございます。

半年前、購入された幸せの壺
代金500万円について、お支
払先は●●となっております。

(株)▲▲商事



消費者契約の取消し

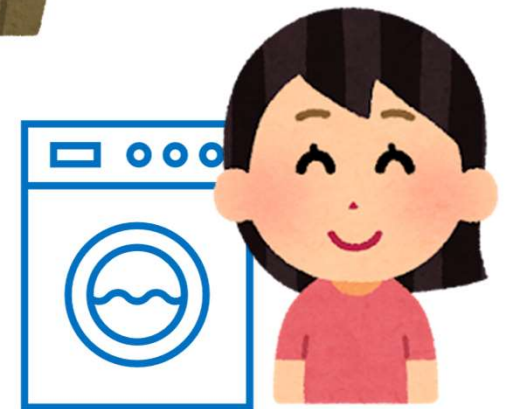
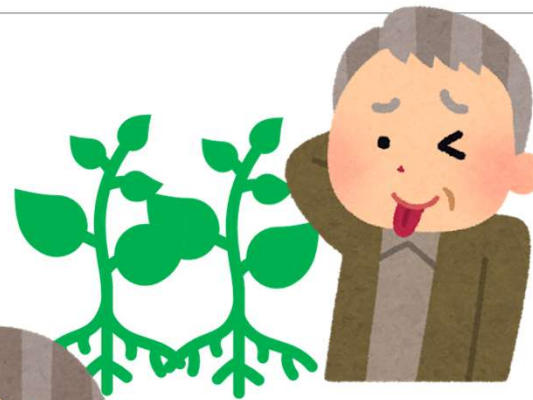
* 消費者契約＝事業者と個人間の取引

- ① 誤った説明で勘違いした場合
(虚偽の説明、大事な情報を言わない…)
- ② 困らせて無理に買わせた場合
(しつこい勧誘、不安をあおる、靈感商法…)

ケース5



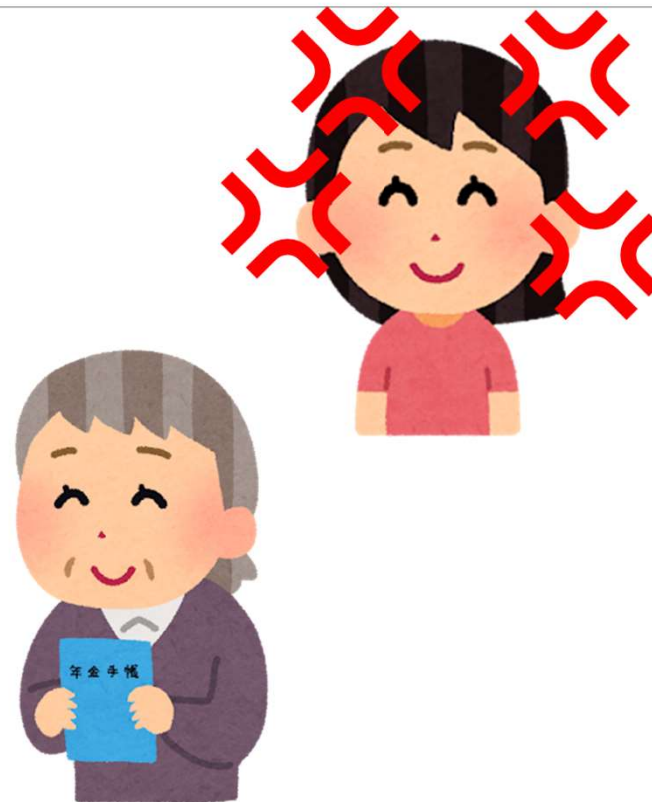
裁判所から
お手紙でーす



被告 おばあちゃん

被告は、当社から700万円を借りたが、返済しない。よって、貸金契約に基づき、700万円を支払え。

友だちがお金に困ってたから
工面してあげたの



意思能力

法律行為の当事者が
意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、
その法律行為は、無効とする。

（ 自分でも何をしているのか分からずに契約しても、
契約したことにならない。 ）

「自分の周りは大丈夫」

だと思いませんか？

高額のお金を借りる

高額を保証人になる

散財

頻繁に高価な買い物

お金をすぐ使い切る

「事情を説明すれば分かってもらえる」
とっていませんか？

大原則

「約束は守らなければならない」

「買います」 → 代金を支払う義務

「お金を借ります」 → お金を返す義務



大切なことは 「**予防**」 すること。

方法① 無駄遣いをしない、させない

方法② 財布や電話を取り上げる

方法③ キャンセルできる制度を知る

方法① 無駄遣いをしない、させない

それが難しい人もいます…



方法② 財布や電話を取り上げる

現実的ではありませんね…



方法③ キャンセルできる制度を知る

限界があります…




予防できる良い仕組みは？

成年後見制度

成年後見制度とは？

お墨付




おばあちゃん  は、
判断能力が
衰えています

判断能力が衰えている

1人でお金を管理すると危険なので…



娘  に、
成年後見人と
なってもらいます

お墨付

判断能力が衰えている = 1人でお金を管理すると危険



成年後見人

- ① 収支の管理
- ② 住まいや健康をサポートします



よろしくね

収支の管理



成年後見人

- ① 1か月の収支計画を立てる
- ② 計画に沿ってお金を使ってもらう
- ③ 無駄遣いがあれば、キャンセルする

無駄遣いをキャンセルする

民法第9条

成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。

ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

住まいや健康のサポート



成年後見人

- ① 安心安全な住居の確保と見守り
- ② 医療・介護・施設の契約
- ③ その他、生活のサポート

ひとりひとりに合ったメニューが 用意されています

重要な財産の処分や取引は
自由にできません
(法律で具体的に決められています)

	補助	保佐	後見
判断能力 (お金の管理ができるか)	支援がないと 難しい	支援がないと 管理できない	支援があっても 管理できない
本人が自由に できるもの	必要に応じて 最初に決めたもの	借金、相続、不動産 など 以外	日用品の買物程度
後見人が 代行できるもの	必要に応じて 最初に決めたもの	必要に応じて 最初に決めたもの	上記以外の行為

注意点



成年後見人

- ① 制度の利用にあたって、裁判所での手続が必要です。
- ② 毎年、後見人への報酬が発生します。
- ③ 後見人は、毎年、裁判所へ業務報告を行います。



問い合わせ先

松江市社会福祉協議会
松江市権利擁護推進センター

☎0852-27-8389



成年後見人



日頃のトラブルで困ったら・・・

島根県弁護士会

☎ 0852-21-3225



成年後見人

法テラス島根

☎ 0570-078374



(↑「お悩みなし」と覚えてください)

